

令和2年6月1日

板垣洋公認会計士事務所
公認会計士 板垣洋 殿

社会福祉法人新篠津福祉会
理事長 五蔵 寛司 (署名)

財務担当 石塚 忠 (署名)

本確認書は、当社会福祉法人の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年会計年度の社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第2号イ(1)に規定する法人単位資金収支計算書及び同号ロ(1)に規定する法人単位事業活動計算書並びにそれらに対応する附属明細書(社会福祉法人会計基準第30条第1項第1号から第3号まで及び第6号並びに第7号に規定する書類に限る。)の項目並びに社会福祉法人会計基準第29条第1項に規定する法人全体についての計算書類に対する注記(以下「計算関係書類」という。)が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、並びに令和2年3月31日現在の令和元年会計年度の財産目録(社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表対応項目に限る。以下同じ。)が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、すべての重要な点において法人単位貸借対照表と整合して作成されているかについて貴殿が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。

記

計算関係書類及び財産目録

1. 私たちは、平成29年6月25日付けの監査契約書に記載されたとおり、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成する責任を果たしました。計算関係書類は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して当社会福祉法人の当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を適正に表示しております。
2. 私たちは、平成29年6月25日付けの監査契約書に記載されたとおり、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠するとともに、法人単位貸借対照表と整合して作成する責任を果たしました。
3. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類及び財産目録を作成するために、理事者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は理事者にあることを承知しております。
4. 時価による測定を含め、会計上の見積りを行うに際して使用した重要な仮定は、合理的であ

ると判断しております。

5. 関連当事者との関係及び取引は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して適切に処理し、かつ注記しております。
6. 決算日後本確認書の日付までに発生した計算関係書類及び財産目録に重要な影響を及ぼす事象は、全て計上又は注記されております。
7. 計算関係書類及び財産目録を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等は全て、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して適切に処理又は注記されております。
8. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても計算関係書類及び財産目録全体に対して重要ではないものと判断しております。
9. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項(監査基準委員会報告書580のA9項及び付録2の「4. その他追加項目の確認事項(財務諸表監査全般に共通する事項)の記載例」並びにその他追加項目の確認事項参照)該当ありません。

提供する情報

10. 貴殿に以下を提供いたしました。
 - (1) 記録、文書及びその他の事項等、計算関係書類及び財産目録の作成に関連すると認識している全ての情報を入手する機会
 - (2) 本日までに開催された理事会及び評議員会の議事録並びに重要な稟議書
 - (3) 貴殿から要請のあった監査のための追加的な情報
 - (4) 監査証拠を入手するために必要であると貴殿が判断した、当社会福祉法人の役員及び職員への制限のない質問や面談の機会
 - (5) 拠点情報や事業情報等計算関係書類への積上げに必要な情報
11. 全ての取引は会計記録に適切に処理され、計算関係書類及び財産目録に反映されております。
12. 不正による計算関係書類及び財産目録の重要な虚偽表示の可能性に対する理事者の評価を貴殿に示しております。
13. 当社会福祉法人に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項について、以下の全ての情報を貴殿に提供いたしました。
 - 一 理事者による不正又は不正の疑い

- 一 内部統制において重要な役割を担っている職員による不正又は不正の疑い
- 一 上記以外の者による計算関係書類及び財産目録に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い

14. 当社会福祉法人の職員、元職員、所轄庁又はその他の者から入手した計算関係書類及び財産目録に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関する全ての情報を貴殿に提供いたしました。

15. 計算関係書類及び財産目録を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違法行為の疑いに関して認識している全ての事実を貴殿に提供いたしました。

16. 計算関係書類及び財産目録を作成する場合にその影響を考慮すべき訴訟事件等又はそれらの可能性に関して認識している全ての事実を貴殿に提供いたしました。

17. 関連当事者の名称、並びに認識された全ての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を貴殿に提示いたしました。

18. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項(監査基準委員会報告書580のA10項及び付録2の「4. その他追加項目の確認事項(財務諸表監査全般に共通する事項)の記載例」並びにその他追加項目の確認事項参照)該当ありません。

以 上

○その他追加項目の確認事項

会計方針に係る事項

(会計方針の変更がない場合)

- ・ 計算関係書類は、前会計年度と同一の会計方針に基づき作成しており、重要な会計方針は計算関係書類に適切に注記しております。

全般的事項

- ・ 計算関係書類及び財産目録の資産又は負債の計上額や表示に重要な影響を及ぼす事業計画や意思はありません。
- ・ 契約不履行の場合に計算関係書類及び財産目録に重要な影響を及ぼす契約書条項は、全て遵守しております。

拠点区分の設定及び共通経費の按分

- ・ 計算関係書類作成の基礎となる拠点区分の設定及び共通経費の按分は、当法人が実施する事業の会計管理の実態を勘案した上で、適正に行われています。

その他

(資産の所有権)

- ・ 計算関係書類に注記しているものを除き、所有権に制約がある重要な資産はありません。

(所轄庁との関係)

- ・ 所轄庁からの通告・指導等で計算関係書類及び財産目録に重要な影響を与える事項はありません。

(基本金及び国庫補助金等特別積立金の取崩し)

- ・ 基本金の取崩しについては、計算関係書類に適切に計上及び注記しております。
- ・ 国庫補助金等特別積立金の取崩しについては、計算関係書類に適切に計上及び注記しております。

(債務及び偶発債務の網羅性)

- ・ 計算関係書類及び財産目録に関連すると認識している全ての債務又は偶発債務は、保証に係るものも含め、文書によるものも口頭によるものも貴殿に提示しており、また、計算関係書類及び財産目録に適切に計上又は注記されております。

以 上